

文書分類番号	G 0 3 4
保 存 期 間	1 0 年

広交規第757号

平成26年5月22日

交通部高速道路交通警察隊長  
各 警 察 署 長 様

交 通 部 長

バス停留所等の上屋等及びそれらに設置される広告物に関する道路使用許可の取扱いについて（通達）

これまで、バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合施設（以下「バス停留所等」という。）に付随して設置される上屋等及び広告物に関する道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条に規定する道路使用許可については、「バス停留所等の上屋に関する道路使用許可の取扱いについて」（平成25年3月19日付け広交規第248号。以下「旧通達」という。）により取り扱っているところであるが、この度、国土交通省において、道路管理者が道路の附属物として整備又は維持管理するバス停留所の上屋（以下「道路附属物上屋」という。）及びベンチ（以下「道路附属物ベンチ」という。）に広告物を設置し、その広告料を当該道路附属物上屋等の整備又は維持管理に充当することができるとされた。

については、新たに道路附属物上屋等に広告物が設置される場合の道路使用許可の取扱い等を定めたので、事務処理上誤りのないように、部下職員に周知徹底すること。

なお、旧通達は、本通達をもって廃止する。

## 第1 バス停留所等の上屋等の設置に関する道路使用許可の基準

### 1 基本的な考え方

バス停留所等においてベンチに付随して設置される上屋（壁面を有するものを含む。）等については、以下の基準を参考にして、交通の安全と円滑に支障がないと認められる場合又は公益上設置することがやむを得ないものであると認められる場合は、道路使用許可をするものとする。

## 2 上屋の設置に関する基準

### (1) 設置場所

#### ア 歩行者等の通行空間の確保

車いす利用者が無理なく擦れ違うことができ、また、最も混雑する時間帯であっても歩行者等が円滑に通行することのできる歩道の有効幅員（歩行者等が通行可能な場所の幅員をいい、一般にはベンチ、支柱、壁面のうち最も外側にあるものから歩道側端までの距離）が確保された歩道等であること。

#### イ 視認性の確保

交差点、横断歩道、道路外に出入する地点の近傍等、走行する車両の運転者（以下単に「運転者」という。）の視野を妨げることのない場所であること。

#### ウ 視覚障害者への配慮

上屋等の近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導する目的で設置されたものを除く。）が設置されている場合には、それを利用する視覚障害者の通行の妨害とならないよう、当該ブロックとの間に十分な間隔が確保されること。

### (2) 構造等

上屋の構造、色彩等は、運転者の視野を妨げないもの、視線を誘導するものではないもの等、交通の安全と円滑に支障がないと認められるものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。

## 3 上屋の壁面に関する基準

### (1) 大きさ

壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。

### (2) 形状及び面数

壁面の形状は、あくまでバス停留所等の上屋であると認められる形状であり、壁面の面数は、3面以内であること。

### (3) 材質

壁面の材質は、第2の1の(2)の基準に従って設置される広告物の添加部分を除き、透明で容易に反対側を見通すことができるものであること。

## 4 道路占用におけるバス停留所等の上屋の許可基準

道路管理者は、上記2及び3の基準以外について、次の事項を上屋等の道路占用許可基準として定めている。

### (1) 上屋の幅

上屋の幅は、原則として2 m以下とすること。

ただし、5 m以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りではない。

(2) 上屋の高さ

上屋の高さは、原則として路面から2.5 m以上とすること。

(3) 歩道の有効幅員

ア 歩行者の交通量が標準的な場所

原則として2 m以上（自転車歩行者道にあつては3 m以上、自転車歩行者専用道路では4 m以上）確保できる歩道であること。

イ 歩行者の交通量が多い場所

原則として3.5 m以上（自転車歩行者道にあつては4 m以上）確保できる歩道であること。

第2 広告物に関する道路使用許可の基本的な考え方

1 道路占用物件への広告物の設置について

(1) バス停留所等の上屋等の道路占用物件に設置される広告物が工作物に該当する場合の基本的な考え方

バス停留所等の上屋等の道路占用物件に設置される広告物が、その形状、設置方法等から法第77条第1項第2号に規定する工作物（以下単に「工作物」という。）に該当する場合、当該広告物及びそれが設置される道路占用物件等を包括して一つの工作物として取り扱い、同条第2項の規定に基づき道路使用許可をするものとする。

単に貼り付けるポスター、はり札及び塗装による広告物等、工作物に該当しない広告物が道路占用物件に設置される場合は、当該道路占用物件にかかる道路使用許可において、当該広告物の表面に反射材料を使用しないなど、交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付すこと。

(2) 添加広告板がバス停留所等の上屋の壁面に設置される場合の基準

バス停留所等の上屋の壁面に広告物を設置するための板状のもの（以下「添加広告板」という。）の設置については、以下の基準を参考にして、交通の安全と円滑に支障がないと認められる場合又は公益上設置することがやむを得ないものであると認められる場合には、道路使用許可をするものとする。

ア 設置場所等

(ア) 添加広告板の設置場所

添加広告板の設置場所は、上屋の壁面（添加広告板が壁面の効用を兼ねる場合は、当該添加広告板）のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外とする。

ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合はこの限りでない。

(イ) 飛び出し事故の防止

添加広告板により生ずる死角からの飛び出し事故を防止するための対策が講じられていること。特に、車道と垂直の方向に設置された壁面に設置される場合には、歩行者が完全にその死角に隠れることがないように、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保すること。

ただし、防護柵の設置その他の手段によって十分な対策が講じられる場合には、この限りでない。

(ウ) 運転者向け広告の禁止

広告の訴求対象が運転者となっていないこと。この基準の適用に当たっては、広告事業者が広告の内容を誰に見せたいと考えているか、それが歩行者やバス等の待合客と運転者のどちらであるかという主観的意図により判断することなく、設置位置、方向、大きさ等を勘案し、外形的に見て、運転者（対向車線を走行する車両の運転者を含む。）の視線が誘導され、運転しながら広告の内容を読み取ることができるようになっていないかなどにより判断すること。

イ 添加広告板の構造等

(ア) 大きさ

添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。

(イ) 材質及び形状

添加広告板は、上屋と一体的な構造とすることとし、その材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐え得る堅固なものであること。また、既設の上屋の壁面に添加広告板を設置する場合には、一体的な構造とすることが困難である場合には、倒壊、落下、剥離、老朽、汚損等により車両や歩行者に危険を及ぼすものでないこと。

(ウ) 照明

添加広告板に照明（内照式を含む。）を設置することは差し支えないが、照明の設置方法や明るさが殊更に運転者の視線を誘導し、又は視野を妨げるものでないこと。

ウ 道路占用における添加広告板の設置基準

道路管理者は、上記ア及びイの基準以外について、次の事項を添加広告板の道路占用許可基準として定めている。

(ア) 添加広告板の表示面積

添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2㎡以内であること。

(イ) 広告物の掲示面

広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内であ

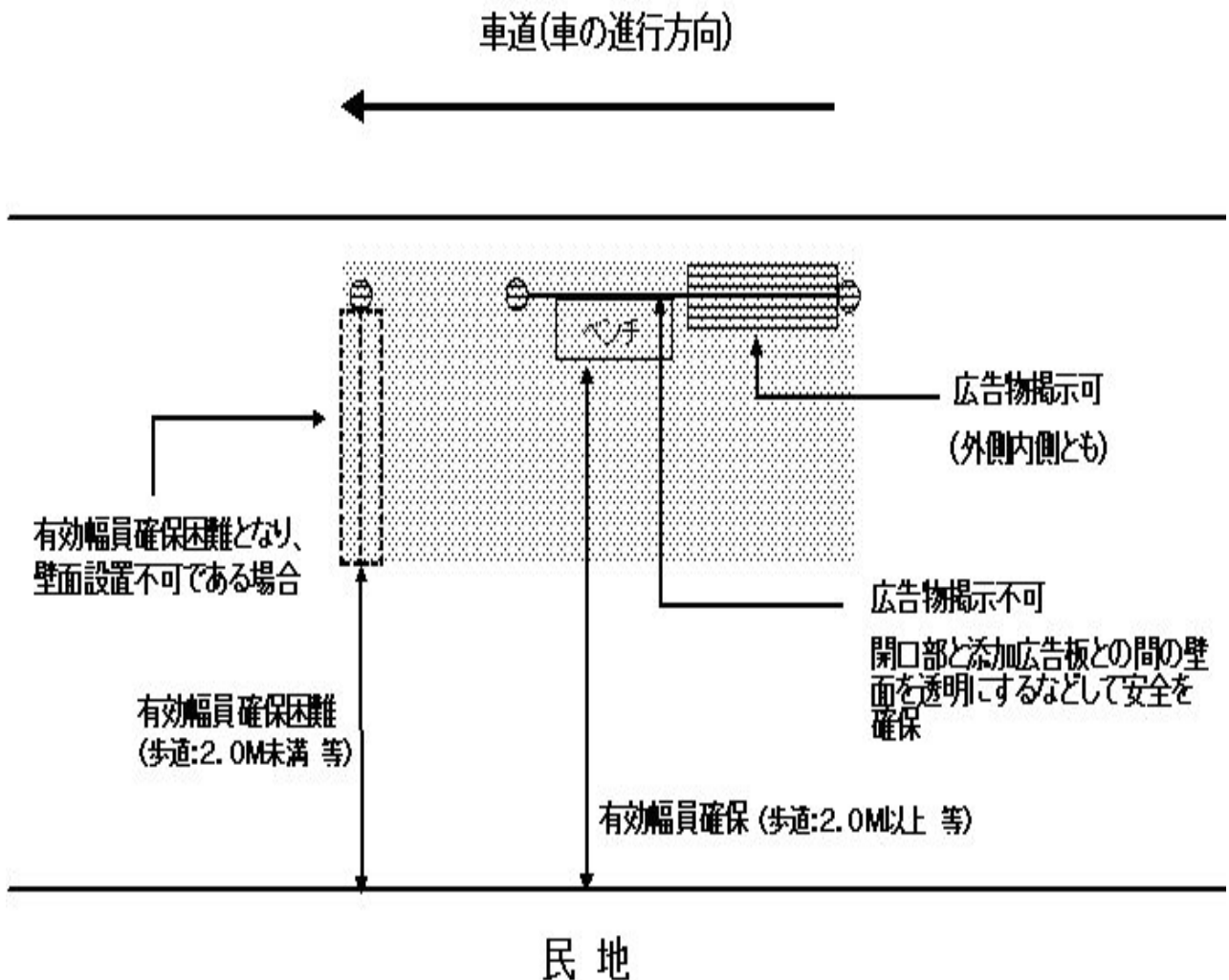
ること。ただし、3面以上の掲示面を設けても、車両または歩行者の通行の状況等により、当該広告物が、運転者に対し訴求するものとならないことが明らかであると認められる場合には、この限りではない。

(3) 添加広告板の設置場所の特例的な取扱い

添加広告板の設置場所が、歩道等の有効幅員を確保できない等の理由により、上屋の壁面のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外とすることが適当でない場合には、開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全を確保するとともに、添加広告板により生じる死角からの車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗降客との出会い頭の事故を防止するための安全策が十分に講じられるときには、車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面について、添加広告板の設置を認めることができる。

特例的な添加広告板の具体的な設置形態及び表示方向等については、次の図を参考とすること。

設置例（有効幅員が確保できない場合の特例）



#### (4) 道路使用許可の手續上の留意事項

##### ア 許可申請者

添加広告板，バス停留所等のベンチ，上屋，壁面等を包括して一つの工作物として取り扱うこととし，道路使用許可の申請者は，バス事業者等上屋の設置者とする。

##### イ 許可の単位

同一のバス事業者等から同時に複数のバス停留所等に係る申請がなされた場合には，それぞれ別の申請として取り扱うことを原則とし，バス停留所等ごとに審査すること。

なお，バス停留所等を利用した広告事業については，例えばバス路線全体を対象として実施するなど，複数の箇所での実施が想定されるため，バス事業者等と広告事業者が策定する事業計画全体を視野に入れて道路使用許可の可否及び許可に付する条件を検討すること。

##### ウ 許可の期間

道路使用許可の期間は，原則として上屋に係る道路占用許可の期間が満了するまでとし，その場合には確実に道路管理者に許可期間を確認すること。

##### エ 許可の条件

道路使用許可に当たっては，その形状，設置方法等により，運転者の視野を妨げる又は視線を誘導する程度，歩行者の遮蔽の程度等交通の安全と円滑に及ぼす影響等について審査し，広告物の表面に反射材料を使用しないなど，交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付すこと。

#### 2 道路附属物上屋及び道路附属物ベンチへの広告物の添加について

##### (1) 広告物が工作物に該当する場合の基本的な考え方

##### ア 事前協議

道路管理者が，道路附属物上屋に添加広告板又は道路附属物ベンチに広告物たる工作物（以下「添加広告板等」という。）の設置を認めようとする場合には，事前に，道路管理者から法77条に規定する所轄警察署長（以下単に「所轄警察署長」という。）に対して，バス路線全体における添加広告板等の広告事業者，表示内容，設置箇所等を記載した詳細な添加広告板等の設置計画について協議が行われることとなっている。

当該協議を受けた所轄警察署長は，交通の安全と円滑に及ぼす影響等について検討した上，道路附属物上屋又は道路附属物ベンチの改善，広告物の表面に反射材料を使用しないなどの道路占用許可の条件を附すことを要請するなど，必要な意見を申し入れること。

#### イ 添加広告板が道路附属物上屋の壁面に設置される場合の基準

道路附属物上屋に設置される添加広告板について、上記アの事前協議を経て、道路使用許可の申請がなされた場合には、第2の1の(2)を基準にして、交通の安全と円滑に支障がないと認められる場合又は公益上設置することがやむを得ないものであると認められる場合には、道路使用許可をするものとする。

#### ウ 広告物たる工作物が道路附属物ベンチに設置される場合の基準

道路附属物ベンチに設置される広告物たる工作物の設置について、上記アの事前協議を経て、道路使用許可の申請がなされた場合において、次の事項を基準にして、交通の安全と円滑に支障がないと認められる場合又は公益上設置することがやむを得ないものであると認められる場合には、道路使用許可をするものとする。

##### (ア) 設置場所等

広告の訴求対象が運転者となっていないこと。この基準の適用に当たっては、広告事業者が広告の内容を誰に見せたいと考えているか、それが歩行者やバス等の待合客と運転者のどちらであるかという主観的意図により判断することなく、設置位置、方向、大きさ等を勘案し、外形的に見て、運転者（対向車線を走行する車両の運転者を含む。）の視線が誘導され、運転しながら広告の内容を読み取ることができるようになっていないかなどにより判断すること。

##### (イ) 大きさ

広告物の幅及び高さは、道路附属物ベンチの幅及び高さの範囲内のものであること。

##### (ウ) 材質及び形状

広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐え得る堅固なもので、倒壊、落下、剥離、老朽、汚損等により車両や歩行者に危険を及ぼすものでないこと。

#### (2) 道路使用許可の手續上の留意事項

##### ア 許可申請者

道路使用許可の申請者は、添加広告板等の設置者（以下「広告事業者」という。）とすること。

##### イ 許可の単位

同一の広告事業者から同時に複数の道路附属物上屋及び道路附属物ベンチに設置される添加広告板等に係る申請がなされた場合には、それぞれ別の申請として取り扱うことを原則とし、道路附属物上屋等ごとに審査すること。

なお、道路附属物上屋等を利用した広告事業については、例えば、バス路線全体を対象として実施するなど、複数の箇所での実施が想定されるため、道路管理

者と広告事業者が策定する添加広告板等の設置計画全体を視野に入れて道路使用許可の可否及び許可に付する条件を検討すること。

ウ 許可の期間

道路使用許可の期間は、原則として添加広告板等に係る道路占用許可の期間が満了するまでとし、その場合には確実に道路管理者に許可期間を確認すること。

エ 許可の条件

道路使用許可に当たっては、その形状、設置方法等により、運転者の視野を妨げる又は視線を誘導する程度、歩行者の遮蔽の程度等交通の安全と円滑に及ぼす影響等について審査し、広告物の表面に反射材料を使用しないなど、交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付すこと。

(3) その他の広告物の基本的考え方

添加広告板等に該当しない広告物を道路附属物上屋又は道路附属物ベンチに設置する場合においても、上記(1)アと同様に道路管理者から所轄警察署長に協議がなされることから、交通の安全と円滑に及ぼす影響等について検討した上、道路附属物上屋等の改善、広告物の表面に反射材料を使用しないなどの道路占用許可の条件を附すことを要請するなど、必要な意見を申し入れること。

本件担当：交通規制課 規制第一係 警電 5 1 8 1, 5 1 8 2
---